

羽生市の行財政改革について

永沼 正人議員

・質問 次の点について伺いたい。
特別職（助役、収入役）の廃止の考えは。

・答弁（企画財政部長）

特別職である助役、収入役は、地方自治法により設置が義務付けられている。

職員定数の削減と現業部門の民間委託、受け皿機関の設立について
市債発行制限条例の制定について

ただし、助役については条例で規定すれば置かないことができ、収入役についても、同様の扱いとする旨の地方自治法の改正法案が今国会に上

程されている。

しかし、助役は長の最高補助機関として、事務を監督する権限を有し、収入役は出納その他の会計事務の公正を保つために独立した権限を与えられているものであるため、現状では慎重に状況を見極める必要があると考えている。

職員定数は、現在五百二名であるが、過去八年間の職員適正化計画により、実数は四百六十二人と計画的に削減を行ってきた。

今後目標を定め、職員定

数の削減を図っていく必要があると考えている。

また、現業部門の民間委託については、既に給食センター・清和園の調理業務、ゴミの収集業務、粗大ゴミ処理施設の運転管理業務などで実施しており、今後も民間委託を積極的に取り入れていく考えである。しかし、職員の受け皿機関の設置については、職員の身分保障の問題等もあるため、今後研究していきたい。

まちの活性化や市民生活の

向上のための事業を、時期を逸することなく行うことは行政の使命である。

したがって、その財源となる市債は、弾力的に措置できるようにしておくことが肝心であり、条例による制限は適切ではないと考えている。

しかし、財政再建を行うために、市債発行の抑制は必要不可欠な事項であるため、今後の研究課題としたい。

その他の質問

・東武伊勢崎線の利便性向上について

障害を抱える子どもへの支援プログラムについて

丑久保 恒行議員

・質問 次の点について伺いたい。

・答弁（市民福祉部長）

虐待を受けている児童・生徒数及び虐待防止や早期発見・早期対応のための施策について

平成十四年度の児童虐待数は十一件、本年度は現在まで九件、内訳は、身体的虐待が五件、養育放棄が四件であり、県の児童相談所と連携をとり対応を図っている。

「羽生市児童虐待防止ネットワーク会議」の活動内容について

児童虐待の防止や早期発見・対応には、養育力の不足

している家庭を早期に把握することが重要であり、従来の母子保健事業や児童相談だけでなく、窓口での積極的な把握のための工夫や児童福祉に関連する諸機関との連携が必要と考えている。

また、出産後まもない時期にさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や育児に関する技術支援を行うことにより、虐待の未然防止や早期解決に努めていきたい。

「羽生市児童虐待防止ネット

ワーク会議」は、児童相談所をはじめ、警察署、医師会等十五機関で構成されている。主な活動は、情報交換及び研修、実態把握及び事例検討、各機関・団体との連携、その他児童虐待に関する解決に必要な事項である。

全体会議は年一回の実施だが、ケースの実情に応じて随時、事例検討会議を行っているところである。

今後、それぞれの機関の機能を生かしたネットワークを形成することにより、援助

方針の意思統一を図っていき

その他の質問

・障害を抱える子どもへの支援プログラムについて

